

審査基準（公表用）

様式第 3 号

所管部（局）・課 農業経営課

法令名		農地法				法令番号		昭和 27 年法律第 229 号					
手続名		農地中間管理権の設定に関する裁定				根拠条項		第 39 条 1 項					
審査基準		○都道府県知事は、第三十七条の規定による申請に係る農地が、前条第一項の意見書の内容その他当該農地の利用に関する諸事情を考慮して引き続き農業上の利用の増進が図られないことが確実であると見込まれる場合において、農地中間管理機構が当該農地について農地中間管理事業を実施することが当該農地の農業上の利用の増進を図るため必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、農地中間管理権を設定すべき旨の裁定をするものとする。											
		○農地法関係事務に係る事務処理基準について（平成 12 年 6 月 1 日 12 構改 B 第 404 条）別紙 1 農地法関係事務に係る処理基準第 13 の 2											
受付機関	農業経営課		処理機関	農業経営課		交付機関	農業経営課		標準処理期間		60 日	目次	
									標準経由期間		— 日	No.	